

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和元年 9 月 18 日

村山市監査委員 古 瀬 忠 昭

村山市監査委員 佐 藤 昌 昭

記

1. 監査の対象

袖崎小学校、富本小学校、富並小学校、葉山中学校

2. 監査の期間

平成元年 8 月 21 日から 9 月 18 日

3. 監査の範囲

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月末日までにおける財務に関する事務及び関連事務事業の執行状況

4. 監査の方法

村山市監査委員条例第 3 条の規定により通知し、監査資料の提出を求め、財務関係諸帳簿など関係書類について審査を行うとともに、令和元年 8 月 21 日、27 日に関係職員から説明を受け、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

5. 監査の結果

次のとおり一部に改善を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

〈注意事項〉

理科薬品の保管管理について

◇学期末等においての残量確認のみで、使用状況の記録がない。(富並小学校)

学校における毒物及び劇物(理科薬品等)の保管管理については、「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」(平成 12 年 1 月 11 日付け文初高第 501 号)等により、管理記録簿を日常的に整備し、保管・管理の徹底、管理体制の強化を図られたい。